

青梅市文化交流センター運営協議会設置要綱（平成31年4月13日実施）

最終改正:

改正内容:平成31年4月13日実施〔平成31年4月13日〕

○青梅市文化交流センター運営協議会設置要綱

平成31年4月13日実施

青梅市文化交流センター運営協議会設置要綱

1 設置

青梅市文化交流センター（以下「センター」という。）およびセンター内に設置する青梅市民センター（以下「市民センター」という。）の効果的な活用を検討するため、青梅市文化交流センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 所掌事項

協議会は、青梅市文化交流センター条例（平成30年条例第34号。以下「条例」という。）第1条に規定するセンターの設置目的を達成するため、センターの運営に関して必要な事項を協議するとともに、市民センターの効果的な活用を検討するため、市民センターの運営に関する必要な事項を協議する。

3 組織

協議会は、次に掲げる者のうち青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱または任命する委員10人以内をもって組織する。

- （1）センター利用団体の代表者
- （2）生涯学習推進市民会議の代表者
- （3）地域の市民団体等のうちから推薦された者
- （4）青梅市文化交流センター生涯学習コーディネーターおよびプロデューサー設置要綱（平成31年4月13日実施）に定める生涯学習コーディネーター
- （5）公募委員

4 任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

5 運営

- （1）協議会に会長および副会長を置き、委員が互選する。
- （2）会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- （3）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会議

- （1）会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- （2）会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として会議に出席させることができる。

7 事務局

協議会の事務を処理するため、センター担当課に事務局を置く。

8 実施期日

この要綱は、平成31年4月13日から実施する。
